

## プロローグ

宇沢弘文

制度資本は、社会的共通資本を制度的な側面からとらえて、社会的共通資本が経済循環、所得分配のプロセスで果たす役割を分析しようとするものである。

制度資本の概念はもともと、ソースティン・ヴェブレンに始まる制度学派の経済学において中心的な役割を果たすものである。ヴェブレンは「制度」という言葉を、もっとも広い意味に使っていた。それは、組織、慣習、心理的条件まで含めた概念であったが、「制度資本」は、ヴェブレンのいう意味での制度をその具体的表現においてとらえようとするものである。

制度学派の経済学について、その基本的な考え方をもっとも的確に表わしたのは、次のアーロン・ゴードンの言葉であろう。

ゴードンは、「現在経済学における制度的要素」のなかで、制度学派の考え方を要約して、次のようにいう。

「すべての経済行動は、それぞれの経済主体が置かれている制度的諸条件によって規定される。と同時に、どのような経済行動がとられたかによって、制度的諸条件もまた変化する。この、制度的諸条件と経済行動との間に存在する相互関係は、進化のプロセスである。環境の変化にともなって、人々の行動も変化する。と同時に、行動の変化はまた、制度的環境の変化を誘発することになり、経済学に対して、進化論的アプローチが必要になってくる。」

本書に収録した論文はいずれも、ゴードンの意味における制度学派の経済学の枠組みのなか、さまざまな制度資本についての、その進化論的分析の展開を試みようとするものである。

第 部 制度資本の経済的機能では、金融制度、学校教育制度、医療制度などを取り上げて、制度資本の意味を明確にし、合わせて日本におけるこれらの諸制度について、社会的共通資本としての観点から、どのような矛盾が存在し、どのような方向に向かって改革が進められるべきかを考察する。

第 1 章「制度資本としての「信用秩序」」(堀内昭義)では金融取引にかんするルール、「信用秩序」を 1 つの制度資本とみなして、その経済学的分析を展開する。

金融取引は、すべての経済的取引と同じように、単純に取引者相互の間で(完全に)自発的な契約関係が成立するのではない。取引のための様々なルール、慣行が存在して、これらの制度的諸前提のもとではじめて自発的取引がおこなわれている。金融取引の場合、これらの制度的前提条件は多様な側面にわたり、複雑な形態をとる。決済の方法、取引対象となる「商品」の質、量の測定にかんする規定、取引当事者間でトラブルが生じた場合の裁定の仕組みなどにかんして、法的強制から慣習的な性格をもつものまで多岐、多様にわたっている。

金融制度は、このような金融取引にかんする多様な制度が歴史的に形成されてきたものであって、金融制度が円滑に機能するとき、現在から将来にわたる長い期間を通じて、大

きな経済的便益をもたらす、社会的安定性を維持するために重要な役割を果たす。金融制度は、このような意味で1つの社会的共通資本を形成し、制度資本として眺めたときに、その経済的、社会的機能を明確にとらえることができる。堀内論文では、金融制度の特質を象徴的に表現する「信用秩序」という概念を用いて、それがどのような意味で制度資本として位置づけられるかを論ずる。

この問題意識がとくに重要となるのは次のような事情からである。日本をはじめとして多くの資本主義諸国においては、政府が「信用秩序」を維持するという名目のもとに金融市場に介入し、民間金融機関の経営に対して、ときとしては愁意的、政治的な形での規制をおこなってきた。このことは多くの場合、正常なかつ自由な金融取引に大きな制限を加えてきた。この問題に対して、制度資本としての「信用秩序」の概念を経済理論の観点から明確にすることが望まれている。

以上のような問題意識にたって、堀内論文ではまず、銀行預金の性格、すなわち「免換性」と、銀行制度の不安定性とを結びつける中心的な概念としての「信用秩序」の果たす役割を分析する。このときに用いられている「信用秩序」の概念は、伝統的な金融構造と決済方法にかんする技術的条件を所与としているという点で、比較的限定された狭義の概念である。次いで、制度資本としての信用秩序を供給するシステムはどのような構造をもち、どのような性格をもつのが望ましいかについて考察する。とくに、現在多くの市場経済でとられている供給システムの構造とその問題点を、日本における最近の実態との関連で論ずる。

堀内論文でとくに強調されているのは、金融市場における情報の不完全性に起因する外部不経済が発生する危険である。したがって、特定の金融機関の経営破綻が外部不経済をとめない、健全な経済状態における銀行を巻き込んで金融恐慌が起こる危険が小さくない。

このような伝統的な信用秩序の概念から一歩進んで、信用秩序を社会的共通資本として位置づけ、それがどのような形で供給され、維持されるべきかについて具体的に考察しようとするものである。そして、このような分析をふまえて、堀内論文では、これまで一般に認められてきた信用秩序維持のための社会的仕組みを改善することの必要性が強調される。

第2章「社会的共通資本としての学校教育」(石川経夫)では、日本の学校教育が社会的共通資本としての学校教育の理念から大きく乖離してきたことを指摘し、荒廃した現状から脱して、学校教育を本来の理念に沿った姿に近づけるには、どのような方法があるのかを論ずる。

石川論文はまず、伝統的な経済学で、学校教育の分析がどのような観点から行なわれているかについて言及する。そこでは学校教育について、経済的效果とそのため費用とを比較することに焦点が当てられている。そこで前提されているのは、学校教育制度を評価するさいに、人々の時間選好や、嗜好、価値観、供給面の費用構造について正確な情報をもち、学校教育にともなう外部経済を考慮して、どのような学校制度が社会的な観点からみて最適であるかを知りうるということである。

これらの前提条件に対して、石川論文では、批判的な検討が加えられる。そして、学校教育にかんする理論的分析をどのように深化、拡充するかを論じ、現代日本の学校教育を改善するための研究への準備を用意しようとする。

そのためにまず、学校教育(ここでは初・中等教育に限定されているが)の普遍的な理

念を展望し、日本の制度がこの理念を具現化するために必要な民主主義的手続きを欠くことを指摘する。さらに、労働市場に二重構造が存在する場合、学校教育が上位市場への選抜機構としての役割を果たすことになり、過大な点数教育、受験競争を生み出す必然性をもつことが示される。このような学校教育の歪みを取り除き、教育本来の役割を回復するためには、労働市場の構造の変革も視野に入れることが必要となる。

石川論文は、学校教育の理念として、ジョン・デューイが、『民主主義と教育』のなかで強調した、統合、平等主義、人格的発達という3つの機能をあげる。ここでは、そのデューイによって掲げられたリベラリズムの立場にたつ学校教育を実現するために、次の3点が提示される。

第1に、学校教育の現状に対する不断で広範な反省と検証のプロセスの必要性である。このためには、地方教育委員会の委員公選制などという形で、地方分権の再導入が不可欠となる。

第2に、学校教育で中心的な役割を果たす教員と教員団体が、それぞれの専門的職能を自主、自律のもとで創造的に発揮できるような制度に改めることが要請される。

第3に、日本の経済、社会の歪みを拡大化するような形で労働力を育成し、選抜する教育制度に対して抜本的な反省を求め、リベラリズムの教育が具現されるような学校教育制度を、労働市場自体の変革と併せて、模索する必要がある。

第3章「都市におけるセキュリティ」(伊藤滋)では、都市の安全について、2つの問題を取り上げて論ずる。1つは巨大地震が大都市圏で発生したときの安全性の確保という都市防災の問題であり、もう1つは、犯罪の増加が市民生活に与える不安をいかにして取り除くかという都市防犯の問題である。

第1の都市防災にかんする問題は、例えば巨大地震の発生によって、都市全体の物理的、社会的システムの破壊をもたらすという点である。ときとしては、阪神大震災の例が示すように、国全体の諸機能に対しても無視し得ない影響を与え、損失をもたらす。

第2の都市防犯の問題は、都市生活、家庭生活の実態が大きく変わりつつあり、また国際化による外国人の増加によっても問題が複雑化しつつあるとあってよい。

伊藤論文ではまず、防災面での日本の都市の問題点として、木造建物が中心となっていることを指摘する。例えば関東大震災、酒田大火などに象徴されるように、江戸時代以降300年の間に、東京だけで数千戸の建物を焼失した大火が100回もあったという。そこでその対策として1955年以降、モルタル塗り外壁の建物が防火木造建物として、市街地における新しい建物の大半を占めるようになった。そうした具体的な対策を国と地方自治体が一体化して、防災を総合的におこなうためにつくられたのが、1961年の災害対策基本法である。それとともに、地震学、建築学の分野においても、とくに大地震を想定する防災体制のあり方にかんして研究が進められ、防災行政の展開に大きな役割を果たすこととなった。

この間に、防災のための投資に対する考え方も大きく変わってきた。一方では、高度経済成長の終焉にともなって財政支出の伸びが抑えられる反面、他方では、環境保全や安全性に対する国民の意識が高まってきた。このとき、防災対策について、政府と個人との役割分担をどのように考えたらよいかという問題が起こってくる。個人の自助努力にどのくらい頼ることができるかは、都市化の進行度と密接な関わりをもつ。とくに、大規模の震災にさいして、このことは重要な意味をもつであろう。

1960年代の終わり頃から深刻化した公害・環境問題は、国内の政治的優先順位からみて

も、また国際的な立場からも、また学問的社会的正義の観点からも、もっとも重要度の高いものとなっている。防災、交通安全という問題と比べて、どうしてもより優位の政治的課題とならざるを得ないという矛盾も存在する。

このことは、伊藤論文で取り上げられる第2の問題都市防犯についても妥当する。防犯問題についても、防災問題と同じように、政府—警察—市民との間でどのような役割分担をすべきかということが重要となってくる。

とくに、犯罪が広域化し、複雑化してくるとともに防犯問題はこれまでとはかなり異なった様相を呈するようになってきた。と同時に、警察官の社会的威信が相対的に低下し、職業選択の幅が広がるにつれて、その職業的使命感もまた相対的に薄れつつあるといわれる。このような状況のもとで、企業や高所得者層は、セキュリティを公的組織に頼らずに、保険や民間警備保障に依存する傾向が高まりつつある。

セキュリティの問題は究極的には、環境、医療・福祉などを含めて、公的部門と民間部門の役割分担をどのように考えていったらよいかという基本的課題に関連することになる。

第4章「社会的共通資本としての医療制度」(西村周三)では社会的共通資本としての医療制度がどのような意味をもつかについて、とくに日本の医療制度に焦点を当てながら考察する。まず、人間としての基本的な欲求にさかのぼって考えるとき、どのような医療制度が望まれるかを明らかにする。次に、この数十年の間に、日本の医療制度が社会的共通資本としてみたときにどのような問題点を抱えてきたかについて概観する。このとき、社会的インフラストラクチャーとしての観点と、制度資本としての観点との両面からの考察が展開される。さらに、医療制度の維持という点からとくに重要な役割を果たす人的資本と知識資本とについて、制度資本の観点からその意義を明確にし、望ましい医療制度のあり方にかんして示唆に富んだ考察が展開される。

ここで、とくに強調されている点は、公共財の供給をおこなう主体として政府(中央および地方)のみを考えるとき、政府が1つの組織体であり、固有の運動法則をもっているという点である。社会的共通資本としての医療制度を考えるとき、供給される医療サービスの性格、形態に応じて、それぞれ最適な管理、経営組織が存在することになる。この組織は必ずしも公的性格をもつものではなく、むしろ私的な性格をもつ方が望ましい。このことはとくに、プライマリー・ケアを担当する医療機関について妥当すると考えてよいであろう。

しかし、医療制度は一般的に、多くの国々において市場メカニズムになじまないと考えられている。その根拠としてよく挙げられるのは、医療制度が「安全をまもるための装置」であることに加えて、「平等をまもるための装置」だということである。

西村論文では次いで、社会的インフラストラクチャーとしての医療を考察する。公的供給の現実を明らかにするためにまず、ある国立大学付属病院の予算配分の仕組みを概観し、国立大学付属病院全体の予算規模について、その総額が医療品産業で上位50社の社内使用研究開発費(1993年度6,434億円)とほぼ同じ額であることが示される。

日本の現状をみるかぎり、一般会計による財源の配分は、増分主義や政治的な利権の支配の横行によって、独自の配分原理をもつ。医療費財源にかんしても、公費負担の割合が、かつての35%から徐々に低下して、現在では30%前後となっていることが指摘されている。医療制度を社会的共通資本の重要な構成要因としてみる財源配分のメカニズムあるいは、インセンティブを含めて、公的組織による財政資金の有効な利用法について深く検討され

るべきである。

第5章「税制と環境税」(貝塚啓明)では、環境税が、租税理論のなかでどのように位置づけられるかを考察し、現行の租税制度との関連で、その意味を明らかにする。

貝塚論文ではまず、広い意味における環境税が実際にどのような形で具現しているのかということを中心に先進諸国を中心にして概観する。ここで、広い意味での環境税という概念は次の3つのタイプに分けられる。

第1のタイプは、狭い意味での環境税である。環境汚染物質の排出やそれによって生ずる損害に対する課税で、ピグー税と呼ぶことができるものである。第2のタイプは間接的な環境税であって、その利用が環境汚染を惹き起こすようなものの生産のための投入物、あるいは消費財に対する課税である。第3のタイプは、法人税、所得税、消費税などにおける環境汚染抑止のための措置で、例えば公害防止設備に対する投資にかんする優遇措置があげられる。

さらに、環境税にかんしてもっとも積極的な国であるスウェーデンの場合を取り上げて詳しく考察する。またそれに対して、環境税にかんしてもっとも消極的な国の1つであるアメリカについて、環境税の政治経済的考察が展開される。

次いで、環境税の古典的な形態として、ピグー税を取り上げ、現実的な税制との関連を論ずる。また、これまで現実の環境政策で、環境税があまり積極的に活用されていなかった点について、ブキャナン=タロックの公共選択理論からの問題提起にふれる。

最後に、日本における、環境税のあり方にかんして、示唆に富んだいくつかの指摘がなされる。とくに、ガソリン税などのエネルギー税を排出物質の量にあわせた税率のもとで環境税化し、道路財源としての目的税化から転換する選択財が強調されているのは注目に値する。

第6章「企業の社会的責任 市場制度と地球環境問題との関連で」(宮川公男・堀内行蔵)では、1990年代の日本における企業と社会との関係を考察して、21世紀の企業経営のあり方を視座に入れ、地球環境問題に対して企業がどのような形で関わるべきかについて考察する。とくに、平成不況の原因となった1980年代後半の経済の投機化と21世紀に大きな問題となるであろう地球環境問題とを取り上げる。前者のバブルの問題は、市場制度の安定性に関わり、後者の環境問題は自然環境の持続的保全に関わるものである。この2つの問題に対して企業がどのように対応するかという課題は、企業の社会的責任をふたたび問い直すということの意味する。

宮川・堀内論文ではまず、ソースティン・ヴェブレンが、『営利企業の理論』のなかで展開した企業観について言及する。そして、近代の資本主義経済のもとでは、ときとして産業と営利との乖離が起こり、経済の投機化が発生する危険が指摘される。

この、ヴェブレン的な企業観に立って、1960年代後半からの日本企業のあり方について概観する。1960年代の公害問題の深刻化に始まり、1980年代における地球温暖化などという地球環境問題にいたるまでの日本企業の対応について、主として経営者の意識、企業組織のあり方を通じて眺める。

地球環境問題について、もっとも中心的な課題は、限られた資源のもとで、世界全体が調和的、持続的発展をつづけるために、先進工業諸国と経済発展諸国との利害対立をどのように調整するか、また現在の世代と将来の世代との間の公正をどのように調整するかという問題である。宮川・堀内論文では、企業がこの課題に応えるために、具体的にどの

ような対応があるのかについて、いくつかの可能性が提示される。

このような考察を通じて、現代の企業経営が、市場制度の安定と自然環境の保全に深く関わっていることが明らかにされる、宮川・堀内論文では、さらに進んで、これらの視点を包括する概念としての企業の社会的責任という視点から、その確立のために、企業の意思決定に社会的考慮がより大きなウェイトを占めることが強調され、企業経営の変革と企業と政府の関係という2つの観点から示唆に富んだ考察がなされている。

第 部制度資本としての自然環境では、水、森林などの自然条件にかんして、持続的な形で利用するためには、どのような制度的前提が必要となるにかんして考察する。

第7章「水」と森林」(田中)では、水と森林という自然環境を取り上げて、制度学派的アプローチの意味を考察する。

森林は、伐り出されて木材として売られる樹木の集まりという新古典派的理解をはるかに越えて、自然的、社会的、文化的、さらに経済的な面において、重要な役割を果たすものである。雨水は、森林のなかで酒養されて清冽な水となり、すべての生物にとって不可欠なものとなっている。森林は、その植物の光合成を通じて、大気中の二酸化炭素を吸収し、地球気候の安定性を維持するために重要な役割を果たしている。森林の土壌は、水、樹木を契機として、さまざまな微生物を育み、エコロジカル、および生物学的均衡を保つために中心的な役割を果たしている。水や森林の果たす機能がこのような外部性をもつことを考えるとき、その管理をどのような基準にもとづいておこなったらよいかということが重要な課題となる。田中論文では、このような観点に立って、水と森林にかんする制度学派的分析を展開する。

森林にかんして、歴史的ないしは伝統的利用形態は、集落や部族などの管理のもとに置かれたコモンズとしてであった。ところが、今日の「開発」が、私的所有を前提として伝統的制度を否定して進展してきたために、森林のもつ多面的な「公共性」が破壊されつつある。すなわち、森林が、社会的共通資本として多様な機能を果たすために、歴史的、伝統的に形成されてきた社会的慣習や「制度」が否定されて、私的、個別的に管理、開発されることになってしまったのである。このことによって、森林の破壊、水の汚染が不可逆的な形で進行することになったわけである。このとき、水や森林を、社会的共通資本として管理、維持するためにはどのような社会的「制度」ないしは「仕組み」が必要となるであろうか。また、そのための費用はどのような形で負担したらよいであろうか。これらの設問に対して回答を与えようとするのが田中論文の目的である。

田中論文ではまず、森林の果たす機能について分類的な考察がなされる。次に、森林の形態によって、原生林、人工林、天然林の三種類に分け、それぞれの範疇についてその森林資源の特質を分析する。そして、世界の森林資源の現状とその保全について概観する。そこでは、資本の論理と市場の機能に委ねるとき、熱帯林の保全は望みえないことが指摘され、森林と人間との関わりを持続的に調整する「制度」が不可欠のものとなることが結論として得られる。

さらに、日本の森林資源について、その現状を展望し、コモンズ(入会)の制度がどのような形で変化してきたかをみる。このとき、「水」と森林が極めて密接な関連をもつことが指摘される。「水」というとき、水源としての森林との関わりに始まって、農業用水、工業用水、都市用水としての機能が総体として考えられるわけであるが、その自然環境、社会・経済環境との間の関わりは大きい。田中論文では、水の循環のプロセスを分析して、

その社会・経済的機能について詳しい考察が展開される。

「水」と森林について、社会的共通資本として検討するとき、次のような特質が浮き彫りにされる。水は自然界での大きな循環システムのなかにあり、河川水、地下水を通じて海に流出し、雨水としてまた森林に戻ってくる。森林はそれぞれ1つの生態系をなしているが、さまざまな形で外部経済をもつ。水も森林も、人間との共生のために慣習的な秩序があり、コモンズ（入会）のような「制度資本」的な側面を強くもっている。この歴史的に形成されてきた慣習的諸「制度」の解体によって、地球的規模での不安定性が目立つようになり、ここに至って新たな「制度」や「仕組み」の形成が必要となっている。

第8章「コモンズの理論 静学のおよび動学的外部性」（宇沢弘文）は、田中論文で提起された自然資本の外部性に焦点を当てて、森林、漁場、農村などという社会的共通資本の管理を、どのような制度によって、どのようなルールにしたがっておこなったらよいかという問題を取り上げる。

自然資本一般にかんして、普遍的な理論の枠組みをつくるのは容易ではないが、漁業、林業などの産業の経済学的分析については、これまで数多くの経済学者によって、多くの論文が発表されている。これらの論文は、漁場、森林、河川などという自然環境の特質を的確にとらえて、資本理論の枠組みのなかで分析し、その政策的インプリケーションが論じられている。そこで中心的な役割を果たすのが、共有地、入会制などというコモンズの制度である。宇沢論文ではもっぱら、コモンズ概念を中心として、さまざまな自然資源を持続的に維持、管理するためのルールを求めようとする。そこで用いられている分析手法は、Uzawa (1994)、宇沢 (1991) で展開された動学的最適理論であるが、ここでは主として、静学のおよび動学的外部性について分析の焦点が置かれている。静学的外部性というのは、自然環境のストックおよび自然資源のストックが所与のとき、そこから生み出される自然資源のサービスにかんする限界生産のスケジュールが、コモンズを構成する人々の経済活動の水準によって影響される場合を指す。これに反して、動学的外部性は、現時点でコモンズの自然資源をどのように使うかによって、将来の限界生産のスケジュールが影響される場合を意味する。宇沢論文で取り上げるコモンズは、漁業、林業、農業に関わるものであるが、この3つのコモンズは、それぞれ異なった形での静学のおよび動学的外部性を持ち、動学的に最適な資源配分のパターンもまた異なる。この3つのタイプは大ざっぱに言って、自然資源の外部性について典型的な場合を表すと考えてもよい。

いずれのタイプのコモンズについても、動学的に最適な資源配分は、コモンズの自然資源にかんする帰属価格を使って求められる。

コモンズの自然資源にかんして、その静学的帰属価格は、限界社会的費用によってはかれる。すなわち、コモンズの構成員が、コモンズの自然資源の利用を限界的に1単位増やしたときに、コモンズの構成員全体がどれだけ限界的被害を被るかが静学的外部不経済の大きさを表す。コモンズの自然資源の利用が静学的に最適となるのは、コモンズの各構成員に対して限界社会的費用に見合う額を賦課することによって得られる。

一方、コモンズの自然資源の動学的帰属価格は、コモンズの自然資源のストックが現時点で、限界的に1単位だけ減少したときに、将来の全世代の構成員に対して、コモンズ全体でどれだけ限界的な被害を与えるかを計算して、ある適当な割引率で割り引いた割引現在価値によって表される。コモンズの自然資源にかんして、動学的に最適な資源配分は、コモンズの各構成員がコモンズの資源を利用するとき、動学的帰属価格に見合う額を賦課

することによって得られる。

例えば森林コモンズの場合、育林活動については動学的帰属価格は負となる。このとき、動学的帰属価格の絶対値に見合う額を育林活動に対する補助金として与えることが必要となる。農業コモンズの場合には、静学的帰属価格と動学的帰属価格のどちらも負となるのが一般的である。このときには、コモンズの各構成員に対して、農業活動についても、またコモンズの自然資源の利用についても補助金を与えるときに、動学的に最適な資源配分が実現することになる。

第9章「地球温暖化と国際協調 合意形成の条件」(浅子和美・國則守生・松村敏弘)では、地球温暖化問題に対する多国間での国際協調のあり方を模索し、そのための合意形成が可能となるための条件を考察する。国際協調は制度設計の1つであって、地球温暖化にかんする国際協調は、大気という地球規模での社会的共通資本の管理にかんするルールを意味する。

浅子・國則・松村論文ではまず、地球温暖化にかんする国際協調の歴史と現状について政治経済学的側面を中心として概観する。地球温暖化問題については各国間の利害が複雑に交錯し、とくに、先進工業諸国と発展途上諸国との間の対立が深刻である。このような対立について2つの段階に分けて分析が展開される。第1段階は地球温暖化問題について、対策を講ずる必要性についての合意形成であり、第2段階は、このような合意形成を前提として、具体的な対策にかんして、各国の費用と便益との評価を、どのような手続きを経て、合意を形成するかについてである。

次に、地球環境問題に関連して、これまで締結された、多国間の国際条約について考察する。それぞれの国際条約にかんして、条約の特性、加盟国の特徴などについて簡単な分析がなされる。さらに、気候変動枠組み条約について、採択されるまでの国際協調の歴史を振り返る。

浅子・國則・松村論文は次に、国際協調にもとづく炭素税の導入について、協調ゲームの理論的枠組みのなかで分析を展開する。各国が協調的な炭素税にかんする国際協調を結ぶとき、どのような炭素税体系が選択されるかについて論ずる。とくに、注目すべき結果として、所得移転を伴わない協調ゲームを考えたとき、ナッシュ交渉解は、発展途上諸国の炭素税率は先進工業諸国に比べて低くなっていなければならないということである。

つづいてここでは、非協調ゲームの理論を使って、炭素税にかんする国際協調の可能性を論ずる。また、モニタリングの可能性を考慮に入れ、さらに割引率の大きさ、将来に対する完全予見性の前提あるいは罰則・制裁の意味するところについて議論が進められる。さらに、先進工業諸国の一部でとられている二酸化炭素削減にかんする unilateral action について、その評価が論じられている。最後に、これまでの分析をふまえて、暫定的な国際協定が提示される。